

※見込量は1年分です。

◆任意事業

	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	185回	190回	195回	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	1,920回 52人	1,955回 53人	1,990回 54人	家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、知的障がいのある人の活動の場を社会福祉施設等で提供する事業です。
生活訓練等事業	1,470回 205人	1,480回 208人	1,490回 210人	障がいのある児童の生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
更生訓練費給付事業	36人	39人	42人	就労移行支援事業や自立訓練事業等を利用している方の社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
スポーツ・レクリエーション活動支援事業	1回	1回	2回	レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がいのある人等がスポーツに触れる機会を提供するため、運動会等を開催し、障がいのある人等が社会参加を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
文化芸術活動振興事業	実施	実施	実施	障がい者等の文化芸術活動を振興するため、障がいのある人等の作品展など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	32人	33人	33人	文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音声訳等により、行政情報等、障がいのある人が地域生活をする上で、必要度の高い情報等を提供します。
自動車運転免許取得費助成事業	2人	2人	2人	障がいのある人の就労と行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	2人	2人	2人	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。

◇その他取組事項（発達障がいのある人等に対する支援）

	令和5年度 (2023年)	サービスの内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	8人	保護者の方々が、子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムである家庭療育支援講座を実施します。
ペアレントメンターの人数	1人	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親（ペアレントメンター）の養成に関する支援を実施します。
ピアサポートの活動への参加人数	1人	障がいのある人や同じ立場にある人が相談者となるピアサポート活動に対する支援を実施します。

芦屋市第6期障がい福祉計画 芦屋市第2期障がい児福祉計画 概要版

【発行年月】令和3年3月  
 【発行】芦屋市  
 〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号  
 ホームページ <http://www.city.ashlya.lg.jp/>

【編集】芦屋市福祉部障がい福祉課 TEL：(0797) 38-2043  
 FAX：(0797) 38-2160  
 芦屋市こども・健康部子育て推進課 TEL：(0797) 38-2045  
 FAX：(0797) 38-2190



# 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画

概要版

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で  
自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋

～お互いを思いやり 支え合うまちをめざして～



令和3年3月 芦屋市





## 計画の策定に当たって

### 計画策定の趣旨

本市における障がいのある人の施策全般の方向性については、障害者基本法に基づく「芦屋市障がい者（児）福祉計画」を策定しており、本計画はその中の障がい福祉サービス等に係る計画となります。したがって、本計画の理念や基本的な方向性は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づくとともに、「芦屋市障がい者（児）福祉計画」にも基づくものとなります。

また、平成28年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「障害児福祉計画」という。）を定めるものとされたため、前期計画より「芦屋市障害児福祉計画」を策定しています。なお、障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体のものとして作成することができることとされていることから、本市では、「芦屋市障がい福祉計画」と「芦屋市障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人及び障がいのある児童（以下「障がいのある人等」という。）のニーズ等を踏まえつつ、これからの本市における障がいのある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等に係る令和5年度（2023年度）末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス及び障害児通所支援等を計画的に推進するため、本計画を策定します。

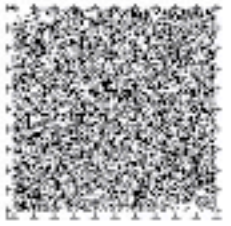
なお、本計画においては、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、持続可能な障がい者福祉施策を推進していくとともに、新型コロナウイルス感染症対策を通じた新しい生活様式のあり方を踏まえ、障がい者福祉施策についても、新しい視点での見直しや工夫を実施していきます。

### 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第5次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画					
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		



## 計画の基本方向

本計画では、障がいのある人等の地域生活支援等に係る数値目標に関する事項を定めます。

### 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。なお、障がいのある人等の福祉全般に関わる計画として、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」である「芦屋市障がい者（児）福祉計画」を策定しており、本計画はそのうち、障がいのある人等の地域生活支援等に係る数値目標に関する事項を定める計画です。

### 令和5年度（本計画の最終年度）に向けた目標値の設定

#### 施設入所者の地域生活への移行

令和5年度末までの地域生活への移行者数5人（基準人数63人の8%）、施設入所者数が3人（基準人数63人の4%）減少することを目標値として設定します。

令和5年度末の数値目標	◆施設入所者数63人のうち、地域生活へ移行する人数	5人
	◆施設入所者数の減少者数	3人

#### 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、引き続き、年に一度開催するものとします。また、精神障がいのある人の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数の見込みについては、次のとおり設定します。

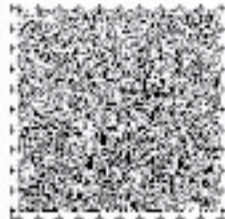
令和5年度末の数値目標	◆保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回
	◆精神障がいのある人の地域移行支援利用者数	4人
	◆精神障がいのある人の地域定着支援利用者数	1人
	◆精神障がいのある人の共同生活援助利用者数	15人
	◆精神障がいのある人の自立生活援助利用者数	1人

#### 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等については平成30年12月に整備済みとなっていますので、引き続き拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回運用状況の検証及び検討を実施します。

令和5年度末の数値目標	◆地域生活支援拠点等の整備	整備済み
	◆拠点機能の充実に向けて、運用状況の検証・検討	年1回





### 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する令和5年度末時点における目標値について、就労移行支援事業からの移行目標を20人、就労継続支援A型事業からの移行目標を5人、就労継続支援B型事業からの移行目標を2人とし、合計27人が一般就労へ移行するよう設定します。また、就労移行支援の利用者数に関する目標については、令和5年度末の就労移行支援利用者数を50人（令和元年度の利用実績から2割の増加）として設定します。さらに、就労系事業から一般就労に移行する者の就労定着支援利用者数を19人（令和5年度末の就労系事業から一般就労移行者数の7割以上）として設定します。

令和5年度末の数値目標	◆就労移行支援事業から一般就労に移行する人数	20人
	◆就労継続支援A型事業から一般就労に移行する人数	5人
	◆就労継続支援B型事業から一般就労に移行する人数	2人
	◆就労移行支援を利用している人数	50人
	◆就労系事業から一般就労に移行する者の就労定着支援利用者数	19人

### 障がい児支援の提供体制の整備等

保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置に取り組みます。また、令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。なお、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保すること」については、阪神南障がい保健福祉圏域を中心に他市との連携強化を図っていきます。

整備済み	◆児童発達支援センターの整備	整備済み
	◆保育所等訪問支援の体制の構築	整備済み
令和3年度末の数値目標	◆保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	設置
令和5年度末の数値目標	◆医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置	設置

### 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化については、障がい者基幹相談支援センターを中心に実施していますが、第7次中期計画の重点プロジェクトとして「障がい者基幹相談支援センター機能の充実」を掲げていますので、引き続き専門的な相談支援、相談支援事業所への後方支援等、地域における相談支援の中核的な役割を担っている障がい者基幹相談支援センターの機能を充実させ、個別支援及び地域課題解決の取組、地域の相談支援体制の強化及び人材育成のための研修事業の展開などを行っていきます。

### 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等の多様化、障がい福祉サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者は利用者に対して、真に必要なサービスを適切に提供することが求められているため、市の職員は兵庫県が実施する研修に参加するとともに、研修で得た情報等を市内事業所と共有してまいります。



## 障がい福祉サービス等の見込量の設定

### 法定サービス

※見込量は1か月分です。

【サービスの見込量】		令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	サービスの内容
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)				入浴、排せつ、食事等の介護など居宅での生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護				重度の肢体不自由等により、常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
	同行援護	4,270 時間	4,298 時間	4,454 時間	視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護				知的障がいや精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行います。
	重度障害者等 包括支援				介護の必要度が高い人に対して、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系	生活介護	3,169 人日	3,190 人日	3,210 人日	常に介護を必要とする人に、主に日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練)	25人日	25人日	25人日	身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を一定期間行います。
	自立訓練 (生活訓練)	266人日	275人日	283人日	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を一定期間行います。
	自立生活援助	1人	2人	2人	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用していた障がいのある人等を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	就労移行支援	385人日	402人日	420人日	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に合った職場への就労・定着を図るなどの支援を行います。
	就労継続支援 (A型)	1,036人日	1,055人日	1,095人日	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (B型)	1,868人日	1,903人日	1,956人日	一般企業等での就労が困難な人、一定の年齢に達している人などに対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るなどの支援を行います。
	就労定着支援	10人	14人	18人	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人への課題解決に向け、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	療養介護	8人	8人	9人	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	294人日	308人日	322人日	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。



◆ 法定サービス

※見込量は1か月分です。

【サービスの見込量】

令和3年度 (2021年) 令和4年度 (2022年) 令和5年度 (2023年)

サービスの内容

居住系・相談支援	共同生活援助 (グループホーム)	58人	59人	61人	共同生活を営む住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などの支援、相談その他の日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	61人	61人	60人	障がい者支援施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
計画相談支援	144人	146人	148人	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定前後の連絡調整及び「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか定期的なモニタリングを行います。	
地域移行支援	3人	3人	4人	障がい者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など、施設・病院から退所・退院して地域生活に円滑に移行できるように支援を行います。	
地域定着支援	1人	1人	2人	障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、地域生活が継続できるように常時の相談や緊急時の訪問などの支援を行います。	
障がい児支援	障害児相談支援	81人	86人	90人	障がいのある児童が児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、サービス利用後に一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
	児童発達支援	547人日	567人日	573人日	日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う障がいのある児童の通所施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
	医療型児童発達支援	0人日	2人日	4人日	
	居宅訪問型児童発達支援	0人日	2人日	4人日	重度の障がい等のために通所支援を利用することが困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施するサービスです。
	放課後等デイサービス	1,307人日	1,333人日	1,355人日	学校通学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立促進、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。
	保育所等訪問支援	48人日	53人日	58人日	児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所職員等に対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

◆ 地域生活支援事業

※見込量は1年分です。

◆ 必須事業

【サービスの見込量】

令和3年度 (2021年) 令和4年度 (2022年) 令和5年度 (2023年)

サービスの内容

理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるため、市町村主体で研修・啓発事業を実施します。
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	障がいのある人、その家族、地域の住民の方などが地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障がい者相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
	基幹相談支援センター	設置	設置	設置	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所	
	住居入居等支援事業	実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業		4件	4件	5件	親族がない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	1人	1人	1人	聴覚、音声言語機能、視覚等の障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置等により、意思疎通の仲介等の支援を行います。
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	230回	240回	250回	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	3件	4件	5件	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るための用具について、給付又は修理を行います。
	自立生活支援用具	14件	15件	15件	
	在宅療養等支援用具	20件	22件	24件	
	情報・意思疎通支援用具	13件	15件	16件	
	排泄管理支援用具	1,278件	1,285件	1,298件	
住宅改修費		3件	4件	4件	
手話奉仕員養成研修事業		20人		20人	聴覚に障がいのある人等との交流活動を促進するため、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。
移動支援事業		44,500時間	44,600時間	44,700時間	屋外の移動が困難な障がいのある人等に対して、社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。
		168人	170人	173人	
地域活動支援センター事業	市内実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。
	市内実利用者数	71人	71人	72人	
	市外実施箇所数	4箇所	5箇所	6箇所	
	市外実利用者数	7人	8人	9人	